

御嵩町亜炭鉱跡等 VR 動画制作業務委託 仕様書

1. 業務の目的

本業務は、かつて隆盛を誇った御嵩町の亜炭鉱の歴史と現在の面影を、後世に伝える資料として残していくとともに、御嵩町が有する豊かな自然や魅力を次世代に引き継ぎ、亜炭鉱廃坑と御嵩町の魅力をトータルで紹介することを目的とした、VR 映像コンテンツ及び、コンピュータグラフィックを活用した動画（以下「VR 動画」という。）を制作するものである。

制作した VR 動画は、町内の施設やイベントなどで公開するだけでなく、各種プロモーションの機会において戦略的に活用し、町の魅力を広く発信することを目的とする。

2. 委託業務名

御嵩町亜炭鉱跡等 VR 動画制作業務委託（以下「本業務」という。）

3. 業務内容

受注者は、本業務の目的及びコンセプト等を十分理解し、VR 映像コンテンツ（360° 動画、360° 静止画又は、フォトグラメトリ等）及び VR 動画制作に係るすべての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

VR 動画制作の企画・構成は以下のとおりとする。

- ①当該仕様書及び、企画提案書を基に、発注者と協議を行い、内容を決定する。
- ②決定した内容を基に、VR 動画の構成を作成する。

(2) 撮影

企画構成に基づき、VR 動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、亜炭鉱廃坑の撮影箇所は発注者が指定する場所に限る。また亜炭鉱廃坑の撮影する際に発注者から特別な指示がある場合は、それに従うものとする。

次の内容は、本業務に含むものとする。

- ①資料・素材の収集
- ②肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（YouTube 等へのアップ、テレビ局等への提供・貸出を含む。）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）
- ③出演者、協力者、撮影地への交渉・許可
- ④使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

(3) 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を必要に応じて行うものとする。VR 動画の完成までに、発注者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。VR 動画の内容については次のとおりとする。

- ①御嵩町の観光等のコンテンツを必ず入れること。
- ②複数年使用可能な VR 動画とすること。
- ③町内外向けのイベント等で活用できるものとする。
- ④音楽 (BGM)、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等を適宜挿入すること。
- ⑤BGM 等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナル又は、フリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続等を受注者の負担により行うこと。
- ⑥VR 動画には撮影者が映らないようにすること。また、一般の観光客等が映る場合は、顔をぼかす等の処理を加えたり、当人から使用許諾を書面で得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。

4. 制作内容及び成果物

制作内容及び成果物は以下のとおりとする。

- ①VR 動画は、3分程度とすること。
- ②受注者は、VR 動画を使用・再生するのに最適な機材及び再生ソフト等（以下、「VR 動画用ハード」という。）を契約後速やかに発注者に示し、発注者は本業務に係る成果物の納品までに VR 動画用ハードを提供する。また、同一の物品を2台とするなど、同時に2か所以上の場所にて体験できるものとする。
- ③受注者が指示する、VR 動画用ハードについては、台数等にかかわらず 631 千円（税込）以内とすること。
- ④受注者は、提供された VR 動画用ハードは、破損等しないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとする。この場合、納品するまではいかなる VR 動画用ハードの破損、故障等について、発注者は責任を負わない。
- ⑤VR 動画の規格は、16:9 とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とする。なお、この仕様書作成後、仕様価格に影響しない範囲で高規格の成果物が、技術的に提供できる場合は、その規格を採用すること。
- ⑥成果物は以下のとおり発注者に提出するものとする。なお、イ・ウについては USB メモリ、HDD 等の外部記憶媒体にてコピーや編集等が出来る状態で提出すること。

- ア. VR 動画用ハード（VR 動画が体験できる状態であること）
 - イ. VR 動画の制作に使用した写真や各シーンの静止画等
 - ウ. 動画データ（MPEG4、MOV などの、Instagram や Twitter 等の各種 SNS に掲載可能な動画形式とすること）
- ⑦受注者は、発注者が指定する者（御嵩町の職員等を想定）に対して、基本的な VR 動画操作方法の指導を行うこと。併せて操作マニュアルを作成すること。
- ⑧上記の指導を行う者は、撮影・再生について初心者に対してわかりやすく説明できる能力を持った者とする事。

5. 業務期間

契約締結日から令和 6 年 1 月 3 1 日（水）まで

6. データの保護・著作権について

(1) 個人情報の取扱

受注者は、本業務を処理するに当たっての個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 複写・複製の禁止

受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、発注者から提供された資料等を発注者の許諾なく複写または複製してはならない。

(3) 事故発生時における報告業務

受注者は、本業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを発注者に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(4) 著作権の帰属

発注者へ納入した成果物等に対する著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を合む）等はすべて発注者に帰属し、発注者は受注者に許可を得ることなく Web での使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受注者は、発注者が成果物等を利用する際に、著作者人格権を行使しないものとする。

(5) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受注者の責任において対応し、発注者は一切責任を負わない。

(6) 映像の編集

映像や画像の差し替えが必要な場合は、発注者は映像や画像の差し替え等の編集を行えるものとする。

7. その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と受注者が協議して決定する。